MORI HAMADA & MATSUMOTO

# FINANCIAL REGULATION BULLETIN

2014年6月号(Vol.2)

# 金融庁監督指針等の改正を踏まえた実務上の留意点 一反社会的勢力への対応・上場銀行等における社外取締役設置一

- I. はじめに
- Ⅱ. 反社会的勢力への対応に係る監督指針等 及び検査マニュアルの改正
- 正. 上場銀行等における社外取締役設置に係る監督指針の改正
- Ⅳ. おわりに

森•濱田松本法律事務所

弁護士 小田 大輔 TEL. 03 6266 8725 daisuke.oda@mhmjapan.com

弁護士 江平 享 TEL. 03 5220 1820 akira.ehira@mhmjapan.com

弁護士 篠原 孝典 TEL. 03 6266 8783 takanori.shinohara@mhmjapan.com

## I. はじめに

金融庁は、平成26年6月4日、「『主要行等向けの総合的な監督指針』等及び『金融検査マニュアル』等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(以下、「パブコメ」という)を公表し、同日付で監督指針等及び検査マニュアルの適用を開始した。改正内容は、大別して、反社会的勢力への対応に係る監督指針等及び検査マニュアルの改正と、上場銀行等における社外取締役設置に係る監督指針の改正である。

## Ⅱ. 反社会的勢力への対応に係る監督指針等及び検査マニュアルの改正

今般の監督指針等「及び検査マニュアル<sup>2</sup>の改正は、金融庁が平成25年12月26日に「反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの推進について」において公表した取組み等<sup>3</sup>を推進するため、①反社会的勢力との取引の未然防止(入口)、②事後チェックと内部管理(中間管理)、③反社会的勢力との取引解消(出口)に係る態勢整備等についての着眼点を追加する内容となっている。なお、「保険会社向けの総合的な監督指針」にお

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 本稿においては、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」、「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」、「信託会社等に関する総合的な監督指針」、「貸金業者向けの総合的な監督指針」、「信託会社等に関する総合的な監督指針」、「貸金業者向けの総合的な監督指針」、「信託会社等に関する総合的な監督指針」、「貸金業者向けの総合的な監督指針」、「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」、「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係)」、「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 7 不動産特定共同事業関係)」、「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 13 指定信用情報機関関係)」、「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 13 指定信用情報機関関係)」、「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)」をいう。
<sup>2</sup> 本稿においては、「金融検査マニュアル」、「保険検査マニュアル」、「金融持株会社に係る検査マニュアル」をいう。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 金融庁のウェブサイト(http://www.fsa.go.jp/news/25/20131226-2.html)参照。

Mori Hamada & Matsumoto

# FINANCIAL REGULATION BULLETIN

いては、「保険金等の支払審査の実施」に関して、「反社会的勢力からの不当な請求等を防止する観点から、保険金等の支払審査を適切に行うための態勢が整備されているか」との着眼点も追加されている。

## 1. 総論

#### (1) 改正監督指針等の内容4

反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

(主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-1-4-2、金融検査マニュアルの法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストⅢ.2.②、保険検査マニュアルの法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストⅢ.5.②)

#### (2) 主なポイントの解説と実務上の留意点

今般の改正により、反社会的勢力との関係遮断のための態勢整備の検証に関して 「個々の取引状況等を考慮」することが明記された。

これは、当該態勢整備の検証に関して、一律の対応を求める趣旨ではなく、取引の各局面(後記の事前審査・事後検証等の各局面)において、暴力団排除条項の導入の有無、商品特性及び各取引の特性等を含めた個々の取引状況等を勘案しつつ、反社会的勢力に適切に対応することが可能な態勢を整備することを求める趣旨である<sup>5</sup>。

なお、保険会社に関しては、「被害者救済の観点を含め個々の取引状況等を考慮」するとされている(保険会社向けの総合的な監督指針 II-4-10-2)。これに関連して、現在、自動車保険に関して使用されている暴力団排除条項導入後の約款では、保険契約者が事故を発生させ、反社会的勢力であることが判明した場合について、契約が解除される場合であっても、第三者である被害者に対しては保険金が支払われることが規定されている $^6$ 。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 下線は改正箇所(以下同じ)。なお、主要行等向けの総合的な監督指針以外の監督指針及び事務ガイドラインも主要行等向けの総合的な監督指針と同内容であるため、主要行等向けの総合的な監督指針の項番のみを引用する。また、検査マニュアルに関しても、監督指針等の内容と基本的に同内容となっているため、該当項番を示すに留める。

<sup>5</sup> パブコメ 1 頁 2 番、4 番。

<sup>6</sup> パブコメ 1 頁 3 番。

## 2. 組織としての対応

## (1) 改正監督指針等の内容

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、銀行単体のみならず、グループー体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。さらに、グループ外の他社(信販会社等)との提携による金融サービスの提供などの取引を行う場合においても、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。

(主要行等向けの総合的な監督指針 $\Pi$ -3-1-4-2(1)、金融検査マニュアルの法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト $\Pi$ . 2. ①(i)、同脚注 16、保険検査マニュアルの法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト $\Pi$ . 5. ①(i)、同脚注 21、金融持株会社に係る検査マニュアルのグループ経営管理(ガバナンス)態勢の確認検査用チェックリスト $\Pi$ . 5)

#### (2) 主なポイントの解説と実務上の留意点

反社会的勢力との関係遮断に向けて、取締役等の経営陣が適切に関与し、組織と して対応すべきことの必要性・重要性が改めて説かれている。

また、金融機関単体のみならず $^7$ 、グループー体となって反社会的勢力の排除に取り組むべき旨、及び、グループ外の他社との連携による金融サービスの提供を行う場合においても反社会的勢力の排除に取り組むべき旨が新たに着眼点として示されている。グループ会社間で、反社会的勢力の排除に向けた取組みの方針の統一化や情報交換等が適切に図られていなければ、金融取引における反社会的勢力との関係遮断の要請に的確に対応することはできないことから、このような着眼点が示されたものである $^8$ 。「グループ」の範囲については、このような趣旨を踏まえ、各金融機関の業務内容や組織構成等に応じて、個別具体的に検討する必要があるとされている $^9$ 。

金融機関においては、今般の改正を踏まえ、例えば、グループ会社における反社会的勢力の排除関連の方針・規程・マニュアル等が金融機関のそれと整合しているか、グループ会社の行う業務や取引等のうち、反社会的勢力の排除に向けた必要な取組みが漏れているものはないか、反社会的勢力に関するデータベースの共有を含め、グループ内で必要な範囲での情報共有ができているか、グループ会社との間で、反社会的勢力との取引解消や不当要求対応等のための連携が可能な態勢となっているか等を検証し、グループ全体としての反社会的勢力の排除のための態勢整備をさらに推し進めていくことが必要となろう。

 $<sup>^{7}</sup>$  なお、不動産特定共同事業における反社会的勢力との関係遮断に関しては、不動産特定共同事業者のみならず、SPC である特例事業者も、不動産特定共同事業を営む者として、具体的な取組みについては、個々の取引状況等を考慮しつつ、個別具体的に検討するとの留保はあるものの、反社会的勢力排除に可能な限り取り組むことが求められる点には留意が必要である(パブコメ 2 頁 8 番)。

<sup>8</sup> パブコメ 2 頁 6 番、7 番。

<sup>9</sup> パブコメ 2 頁 6 番、7 番。

3. 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

#### (1) 改正監督指針等の内容

<u>反社会的勢力との関係を遮断するため</u>の対応を総括する部署(以下「反社会的勢力対応部署」という。)を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

- ① 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、 適切に更新(情報の追加、削除、変更等)する体制となっているか。また、当 該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、業界団体 等から提供された情報を積極的に活用しているか。さらに、当該情報を取引先 の審査や当該金融機関における株主の属性判断等を行う際に、適切に活用する 体制となっているか。
- ② 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、 警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の<u>外部専門機関との平素からの</u>緊 密な連携体制の<u>構築を行う</u>など、反社会的勢力との関係を遮断するための取組 みの実効性を確保する体制となっているか。特に、<u>平素</u>より警察とのパイプを 強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅 迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制 となっているか。
- ③ 反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求が なされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に 報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署は、当該情 報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制となっているか。さらに、反社 会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確 保し担当部署を支援する体制となっているか。

(主要行等向けの総合的な監督指針 $\Pi$ -3-1-4-2(2)、金融検査マニュアルの法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト $\Pi$ . 2. ②(i) (v)、同③(ii)、保険検査マニュアルの法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト $\Pi$ . 5. ②(j) (v)、同③(ij))

## (2) 主なポイントの解説と実務上の留意点

ア 反社会的勢力に関するデータベースの構築・更新及び共有等

今般の改正では、①構築したデータベースを適切に更新(情報の追加、削除、変更等)すること、②当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努めること、③業界団体等から提供された情報を積極的に活用することが求められる旨が追加された。

情報の「収集・分析」とは、「例えば、日常業務に従事する中で得られる反社会的勢力に関する情報や、新聞報道、警察や暴力団追放運動推進センターからの提供

等の複数のソースから得られる情報を集めた上で、継続的にその正確性・信頼性を検証する対応等」をいう<sup>10</sup>。また、情報を「積極的に」収集・分析するとは、「日頃から、意識的に情報のアンテナを張り、新聞報道等に注意して幅広く情報の収集を行ったり、前記のような外部専門機関等から提供された情報なども合わせて、その正確性・信頼性を検証する等の対応」をいう<sup>11</sup>。

データベースの適切な更新(情報の追加、削除、変更等)が求められる趣旨は、信用性の疑わしい情報や現活性の有無が不明である古い情報によって、反社会的勢力でない者が金融取引から排除されたり、逆に反社会的勢力である者を事前審査・事後検証等の実施にあたり確認できなかったりすることは適切ではないためである。したがって、情報の追加、削除、変更等もこれらの趣旨を踏まえて適切になされる必要があり、例えば、削除に関しては、誤登録が発覚した場合等の反社会的勢力でないことが明白となるケースや、情報の提供元から削除依頼があった場合等に行うことになるが12、この場合にも、削除の根拠となる資料の評価を適切に行う必要がある13点には留意が必要である。

グループ内での情報共有に関しては、「情報共有に努める」という努力規定になっており、すべての情報を共有しなければならないということではない。したがって、例えば、法的・技術的に共有が不可能な場合や情報提供元との間で提供された情報を第三者に提供しない旨合意している場合には、共有しないこと自体が問題となることはないと考えられる<sup>14</sup>。

こうしたグループ内での情報共有に関しては、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という)との関係が問題となり得るが、反社会的勢力に関する情報の第三者への情報提供については、同法 23 条 1 項 2 号に該当するとして、第三者提供に係る本人の同意は不要と考えられる(金融分野における個人情報保護に関するガイドライン 13 条 1 項 2 号など参照。)。反社会的勢力に該当するとまではいえないが、その疑いがある者に関するいわゆる「グレー先情報」も、人の証言、それを疎明する資料があるなど、金融機関において反社会的勢力であると疑うに足りる合理的な理由があるものについては同様である<sup>15</sup>。逆にいえば、かかる合理的な理由がなければ、当該情報を本人の同意なくして第三者提供することはできないが、その場合には、共同利用の方法(個人情報保護法 23 条 4 項 3 号)によってグループ会社と情報共有を行うことを検討すべきである。

業界団体等から提供された情報を「積極的に活用」することに関しては、こうした業界団体等から「提供された情報を自社のデータベースに取り込むなどして、取

<sup>10</sup> パブコメ 4 頁 15 番。

<sup>11</sup> パブコメ 9 頁 33 番。

<sup>12</sup> パブコメ 4 頁 17、18 番、5 頁 19 番、6 頁 22 番。

<sup>13</sup> パブコメ 6 頁 22 番。

<sup>14</sup> パブコメ 8 頁 26 番、28 番。

 $<sup>^{15}</sup>$  金融庁が平成  $^{21}$  年  $^{11}$  月  $^{20}$  日付で公表した「『金融分野における個人情報保護に関するガイドライン』 改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」の「コメントの概要及びコメントに対する 金融庁の考え方」の  $^{9}$  頁  $^{27}$  番が、平成  $^{20}$  年  $^{9}$  月の内閣府国民生活局(当時)企画課個人情報保護推進 室の見解を引用しているところ、同室がこのような見解を示している。パブコメ  $^{8}$  頁  $^{27}$  番も参照。

MORI HAMADA & MATSUMOTO

# FINANCIAL REGULATION BULLETIN

引の相手方の反社会的勢力該当性のチェックに有効に役立てること」<sup>16</sup>によって、 各業界団体における提供情報の拡充と相まって、傘下会員金融機関等が保有するデータベースの底上げがなされることが期待されている。

#### イ 迅速かつ適切な報告・相談体制

反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合、反社会的勢力対応部署を通じて、「迅速かつ適切に」経営陣に報告することが求められるが、この報告のタイミングは一律ではなく、「事案の重大性や緊急性等の個々の取引状況等に応じて、時機に遅れることなく適切なタイミングで報告を行う体制」を整備することが求められる<sup>17</sup>。

パブコメでは、例えば、反社会的勢力と判明した取引先の普通預金の解約がたと えルーティンワークとして行われているような場合であっても、経営陣に何らの報 告もなされないことは適切ではないとされている<sup>18</sup>。

## 4. 適切な事前審査の実施

#### (1) 改正監督指針等の内容

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

提携ローン(4者型)(注)については、暴力団排除条項の導入を徹底の上、銀行が自ら事前審査を実施する体制を整備し、かつ、提携先の信販会社における暴力団 排除条項の導入状況や反社会的勢力に関するデータベースの整備状況等を検証す る態勢となっているか。

(注)提携ローン(4 者型)とは、加盟店を通じて顧客からの申込みを受けた信販 会社が審査・承諾し、信販会社による保証を条件に金融機関が当該顧客に対 して資金を貸付けるローンをいう。

(主要行等向けの総合的な監督指針 $\Pi$ -3-1-4-2(3)、金融検査マニュアルの法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト $\Pi$ . 2. ②(ii)、同脚注 17、保険検査マニュアルの法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト $\Pi$ . 5. ②(ii)、同脚注 22)

# (2) 主なポイントの解説と実務上の留意点

#### ア 適切な事前審査の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底するためには、反社会的勢力との取引を未然に防止するための水際対策(事前審査の適切な実施や暴力団排除条項の導入等)が重要であることはいうまでもない。今般の改正では、そのことが、提携ローン(4者型)を注意すべき類型の例として特別に取り上げつつ、より明確に示された。

<sup>16</sup> パブコメ 5 頁 20 番。

<sup>17</sup> パブコメ 12 頁 42 番。

<sup>18</sup> パブコメ 12 頁 41 番。

この点に関連して、パブコメでは、例えば、個人の普通預金口座の開設にあたり、申込者から反社会的勢力に該当しない旨の表明確約を取り付ける場合においても、いったん口座を開設し、開設後にデータベースを用いて反社会的勢力該当性のチェックを行った結果、該当する場合に解約するという対応は適切ではなく、原則として開設前に事前審査を行い、反社会的勢力に該当する場合には、口座開設を拒絶することが必要とされている<sup>19</sup>。他方で、例えば、不動産購入資金として融資の申込があった場合、金融機関は、融資申込者(不動産の買主)が反社会的勢力の疑いがない先であることを確認することになるが、金融機関の取引の相手先ではない不動産の売主(第三者)については、反社会的勢力該当性を確認することを求めるものではないとされている<sup>20</sup>。

#### イ 暴力団排除条項の導入の徹底

今般の改正では、暴力団排除条項の導入について、「徹底する」ことが求められることになった。

この点に関して、パブコメでは、新規に締結する全ての契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入しなければならないわけではないが、暴力団排除条項が反社会的勢力との関係遮断に対する有効な手段の1つであることを踏まえ、当該取引に関して締結されている他の契約書等における暴力団排除条項に基づく解除が可能である等、適切に反社会的勢力を排除する態勢を整備する必要があるとされている<sup>21</sup>。また、暴力団排除条項を導入する実益が必ずしもない一定の場合については、必要に応じ適切に対応すれば足りるとの考え方が示されている<sup>22</sup>。ただし、実益がないと判断する場合には慎重な検討が必要である。

さらに、反社会的勢力対応態勢を整備する要請は、事業者毎にその事業特性等を 踏まえたリスクに応じた運用がなされることは許容されるものの、国際取引につい て適用除外とすることは適当でないとの考え方も示されている<sup>23</sup>。

これらからすると、「徹底」とは、基本的には、金融機関の国内外を問わない全ての取引が暴力団排除条項の適用によって解除可能となっていることを求めるものと考えられ、金融機関としては、今般の改正を踏まえ、改めて、自らが使用する契約書や取引約款につき、暴力団排除条項が導入されていないものがないかを検証し、合理的な理由がないにもかかわらず導入されていないものがあれば、速やかに導入を検討する必要があろう。

<sup>19</sup> パブコメ 13 頁 45 番。

<sup>20</sup> パブコメ 22 頁 83 番。

<sup>21</sup> パブコメ 14 頁 49~53 番。

<sup>22</sup> パブコメ 14 頁 52 番。

<sup>23</sup> パブコメ1頁1番。

## 5. 適切な事後検証の実施

#### (1) 改正監督指針等の内容

<u>反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の適切な事後</u> 検証を行うための態勢が整備されているか。

(主要行等向けの総合的な監督指針 $\Pi$ -3-1-4-2(4)、金融検査マニュアルの法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト $\Pi$ .2.②(iv)、保険検査マニュアルの法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト $\Pi$ .5.②(iv))

#### (2) 主なポイントの解説と実務上の留意点

事前審査をどれだけ徹底して実施したとしても、データベース自体を完全なものとすることは不可能であり、反社会的勢力が取引関係に入ってしまう可能性は否定できない。また、取引開始時は反社会的勢力に該当しなかった顧客の属性が取引開始後に変化して反社会的勢力となる可能性もある。さらに、日々の情報の蓄積により増強されたデータベースにより、事前審査の際には検出できなかった反社会的勢力を把握できる場合もある。これらのことを踏まえ、事前審査の徹底と併せて、事後検証を実施することの重要性がこれまで繰り返し指摘されており、今般の改正においてもこの点が明記された。

金融機関としては、例えば、顧客の属性や取引推移等のモニタリング、既存顧客のスクリーニング<sup>24</sup>のみならず、既存の契約に関する暴力団排除条項の導入の有無の確認並びに導入されていない契約について導入に向けた方策の検討等が実施されているか<sup>25</sup>を改めて検証することが必要となろう。

#### 6. 反社会的勢力との取引解消に向けた取組み

## (1) 改正監督指針等の内容

- ① 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。
- ② 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に 連携しつつ、預金保険機構による特定回収困難債権の買取制度の積極的な活用を 検討するとともに、当該制度の対象とならないグループ内の会社等においては株 式会社整理回収機構のサービサー機能を活用する等して、反社会的勢力との取引 の解消を推進しているか。
- ③ 事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると 判明した場合には、可能な限り回収を図るなど、反社会的勢力への利益供与にな

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 自社の顧客情報とデータベースに登録されている反社会的勢力に関する情報とを照合し、既存顧客の中に反社会的勢力に該当する者がいないかを抽出する作業をいう。

<sup>25</sup> パブコメ 16 頁 57~58 番。

Mori Hamada & Matsumoto

# FINANCIAL REGULATION BULLETIN

#### らないよう配意しているか。

④ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供 や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備しているか。

(主要行等向けの総合的な監督指針 $\Pi$ -3-1-4-2(5)、金融検査マニュアルの法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト $\Pi$ . 2. ②(i) (i i i) (v)、同③(i)、保険検査マニュアルの法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト $\Pi$ . 5. ②(i) (i i i) (v)、同③(i))

## (2) 主なポイントの解説と実務上の留意点

金融機関においては、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、「可能な限り回収を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮」することが求められる。

かかる改正を踏まえ、金融機関としては、暴力団排除条項が導入されている場合、原則として、当該条項に基づいて期限の利益を喪失させ、取引関係を速やかに解消する必要があるが<sup>26</sup>、一律に直ちに期限の利益を喪失させて融資金の回収を図らなければならないというものではない<sup>27</sup>。金融機関は、この原則を踏まえた上で、当該顧客の属性、取引解消を図る場合の危険性の程度、残債権の額、最終弁済期までの期間、担保の有無、約定弁済の有無等の事情を勘案しつつ、当該取引に係る債権回収の最大化を図る観点や役職員の安全確保の観点等を総合的に考慮して、具体的対応について検討する必要がある<sup>28</sup>。他方、暴力団排除条項が導入されていない取引に関しては、取引関係の解消を図るためにとり得る手段について具体的に検討したうえで、一定の対処方針を策定し、当該対処方針に従った対応をとることが必要となる<sup>29</sup>。

保証会社から代位弁済を受けることも、基本的には「可能な限り回収を図る」に該当すると考えられるが、保証会社がグループに含まれる場合には、グループー体となった反社会的勢力の排除の取組みが求められるため、保証会社を含めて前記対応ができる態勢を整備しておく必要がある点に留意が必要である。グループ内の保証会社における反社会的勢力との取引関係の解消に関しては、例えば、預金保険機構による特定回収困難債権の買取制度の活用30が考えられる。

#### 7. 反社会的勢力による不当要求への対処

反社会的勢力による不当要求への対処に関しては、内容に実質的な変更はない。

<sup>26</sup> パブコメ 19 頁 71~74番、21 頁 78番。

<sup>27</sup> パブコメ 20 頁 75 番。

<sup>28</sup> パブコメ 19 頁 71~72 番、20 頁 75 番、21 頁 78 番。

<sup>29</sup> パブコメ 19 頁 71~72 番。

<sup>30</sup> 具体的には、保証会社が代位弁済後に有することになる求償権を金融機関が買い戻して、預金保険機構に買い取ってもらうこと等が考えられる。特定回収困難債権の買取制度を利用できない金融機関の場合や金融機関がグループ外の保証会社の保証を利用している場合は、保証会社が代位弁済により取得する求償権につき、株式会社整理回収機構の「サービサー機能を活用した反社債権の買取り等」を活用することが考えられる。なお、株式会社整理回収機構は、平成26年3月28日、当該反社債権の買取り等に係るガイドライン等を公表している(http://www.kaisyukikou.co.jp/intro/intro\_101.html)。

- ① 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を 経由して<u>迅速かつ適切に</u>取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関 与のもと対応を行うこととしているか。
- ② <u>反社会的勢力からの不当要求があった場合には</u>積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。
- ③ <u>反社会的勢力からの不当要求に対しては、</u>あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を 行うこととしているか。
- ④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や<u>役職員</u>の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

(主要行等向けの総合的な監督指針 $\Pi$ -3-1-4-2(6)、金融検査マニュアルの法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト $\Pi$ . 2. ①(i)、同③(i)、保険検査マニュアルの法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト $\Pi$ . 5. ①(i)、同③(i)))

## 8. 株主情報の管理

#### (1) 改正監督指針等の内容

定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理 を適切に行っているか。

(主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-1-4-2(7))

#### (2) 主なポイントの解説と実務上の留意点

この点についても従前から内容に実質的な変更はない。株式会社である金融機関においては、非上場会社の場合には、株主から株式の譲渡承認請求があった際に事前審査を実施することで対応可能であろうし、上場会社の場合には、事前審査はできないため、適時のスクリーニングによって株主の中に反社会的勢力がいないかを確認するとともに、仮に反社会的勢力がいることが判明した場合は、その動向についてモニタリングすることなどが考えられる。ただし、株主が反社会的勢力と判明した場合にも、株式を売却させることまでが求められるものではない<sup>31</sup>。

これに対し、協同組織金融機関においては、すでに定款が変更され、反社会的勢力の属性要件(元暴力団員や共生者も含む)への該当を会員・組合員の欠格事由とした上で、会員・組合員となった者が、後日当該属性要件に該当することが判明した場合には当然脱退する旨を定めるとともに、当該属性要件に加入時点又は将来にわたって該当しない旨を表明・確約させた上で、当該表明・確約違反があった場合

<sup>31</sup> パブコメ 22 頁 85 番。

Mori Hamada & Matsumoto

# FINANCIAL REGULATION BULLETIN

又は反社会的勢力の行為要件に該当した場合には、除名することができる旨が定められており、定款に基づき脱退・除名の対応をすることになろう。

なお、認可法人であって株主の存在しない信用保証協会に関する「保証協会向け の総合的な監督指針」においては、この記載はない。

## Ⅲ、上場銀行等における社外取締役設置に係る監督指針の改正

## 1. 改正監督指針の内容

なお、上場会社は、会社法改正案(平成 25 年 11 月国会提出)において、社外取締役を置いていない場合には、株主総会で社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならないと規定されているほか、金融商品取引所においても、独立性の高い社外取締役を 1 名以上確保するよう努めなければならないとされており、非上場会社に比べ、より高い経営管理(ガバナンス)が要求されている。さらに、銀行及び銀行持株会社は、銀行業務の公共性に鑑み、当該銀行及び当該銀行持株会社の子銀行の業務の健全かつ適切な運営が求められていることも踏まえ、上場銀行及び上場銀行持株会社については、以下のような経営管理(ガバナンス)態勢となっているか検証することとする。

- (1) 取締役の選任議案の決定に当たって、少なくとも 1 名以上の独立性の高い 社外取締役が確保されているか。
- (2) グローバルなシステム上重要な金融機関 (Global Systemically Important Financial Institutions: G-SIFIs) に選定された銀行持株会社においては、例えば、その組織体制を委員会設置会社とする、あるいは、当該銀行持株会社の主要な子銀行については、非上場であっても、取締役の選任議案の決定に当たり独立性の高い社外取締役を確保するなど、その規模、複雑性、国際性、システミックな相互連関性に鑑み、より強固な経営管理(ガバナンス)態勢となっているか。

(主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-1-2、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ-1-2 (ただし、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針には(2)の記載はない。))

#### 2. 主なポイントの解説と実務上の留意点

平成 25 年 12 月 13 日、「金融・資本市場活性化有識者会合」において、会社法改正32

<sup>32</sup> 今国会(第 186 回国会)で成立した改正会社法においては、事業年度末日において監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る)であって有価証券報告書提出会社である会社が、社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない旨が規定されている(改正会社法 327 条の2)。また、会社法施行規則において、事業報告及び株主総会参考書類に社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならない旨が定められることが予定されている。

や東京証券取引所の上場規程の改正<sup>33</sup>の動きを踏まえ、上場している銀行及び銀行持株会社について、監督上、独立性の高い社外取締役の導入を促すことが必要との提言があったことを受けた改正である。

特に、銀行業務の公共性を根拠として、会社法改正や東京証券取引所の上場規程に上乗せして、①上場銀行及び上場銀行持株会社に対し、「合理的な理由」がない限りは <sup>34</sup>、少なくとも1名以上の独立性の高い社外取締役の確保を求めている点、②G-SIFIs に対して組織体制を委員会設置会社にすることを強固な経営管理(ガバナンス)の例として挙げて促している点、及び③G-SIFIs に選定された銀行持株会社の主要な子銀行について、非上場であっても、同時に独立性の高い社外取締役を確保することを強固な経営管理(ガバナンス)の例として挙げて促している点がポイントである。

①の「合理的な理由」としては、改正会社法と同様、社外取締役を置くことが相当でない理由が求められると考えられる。

上場銀行及び上場銀行持株会社における社外取締役の設置に関しては、社外取締役を導入する上場企業の増加傾向がうかがわれる中で、本年4月9日時点において、上場している銀行・銀行持株会社85社のうち、42%の36社が東京証券取引所が定める独立性基準に該当する社外取締役を設置していないとのことである35。これらの銀行等は、今後、社外取締役を設置しない合理的な理由や設置予定時期を日常の監督において確認されることになるため、社外取締役の設置を含めた対応策の検討が喫緊の課題となろう。

#### **Ⅳ**. おわりに

反社会的勢力への対応と社外取締役の設置は、いずれも金融機関におけるガバナンスに関する近時の重要なテーマであり、今般の改正を踏まえ、それぞれの適用対象となる金融機関においては、経営上の重要課題としてこれらのテーマにより一層積極的に取り組むことが求められるところである。

# セミナー情報

▶ セミナー 『シンセティック CDO の法務≪基礎編≫~信託 ABL スキームを題材と

して~』

開催日時 2014年7月4日(金) 13:30~16:30

講師 江平 享

主催 株式会社セミナーインフォ

 $(http://www.\,nikkei.\,com/article/DGXNASGC0900C\_Z00C14A4000000/)\, {}_{\circ}$ 

 $<sup>^{33}</sup>$  東京証券取引所の有価証券上場規程の一部改正により、上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも 1 名以上確保するよう努めなければならないことが規定され、平成 26 年 2 月 10 日より施行されている。

<sup>34</sup> パブコメ 24 頁 1、2 番、25 頁 7 番。

<sup>35</sup> 平成 26 年 4 月 9 日付日本経済新聞

## 文献情報

▶ 論文 「平成 26 年金商法改正案~開示規制の合理化、クラウド・ファンデ

ィングの活用なるか~」

掲載誌 ビジネス法務 Vol. 14 No. 7 2014 年 7 月号

著者 峯岸 健太郎

▶ 論文 「個人取引における利益相反管理-相続関連、PB、FPを中心に-」

掲載誌 月刊金融ジャーナル No. 694 2014 年 6 月号

著者 小田 大輔

論文 「「経営者保証ガイドライン」を踏まえた実務運営を行うに当たって

の留意点」

掲載誌 銀行実務 Vol. 44 No. 6 2014 年 6 月号

著者 足立 格

論文 「保険業法改正の概要と銀行の保険窓販業務への影響」

掲載誌 銀行法務 21 No. 773 2014 年 6 月号

著者 足立格

▶ 論文 「Q&A 相談室:貸金業規制の改正」

掲載誌 企業会計 Vol. 66 No. 7 2014 年 7 月号

著者 江平 享

🕨 論文 「実務相談 銀行法[第31回]銀行の業務範囲(17)業務に関する規

制⑥(外部委託⑤)」

掲載誌 金融法務事情 1995 号 2014 年 6 月 10 日号

著者 小田 大輔

▶ 論文 「証券発行における弁護士の役割−法律意見書とデュー・ディリジェ

ンスの抗弁の検討を中心に一」

掲載誌 旬刊商事法務 No. 2035 2014 年 6 月 15 日号

著者 佐藤 岳仙

▶ 論文 「民法(債権関係)の改正と信用金庫への影響(8)債権譲渡をめぐる諸

論点その2一対抗要件」

掲載誌 信用金庫第68巻 第6号 2014年6月号

著者 足立 格、児島 幸良、有井 友臣

MORI HAMADA & MATSUMOTO

# FINANCIAL REGULATION BULLETIN

#### **NEWS**

Financial Times 誌による、Asia-Pacific Innovative Lawyers Report の FT Law 25 ranking list of Asia Headquartered Law Firms にて 4位に選ばれました

Financial Times 誌は、2014 年 6 月 12 日に、同誌では初となる Asia-Pacific Innovative Lawyers Report を発表し、当事務所は、Asia-Pacific Innovative Lawyers Report のFT Law 25 ranking list of Asia Headquartered Law Firms で 4 位に選ばれました。また、コーポレート、不動産、ファイナンスの各分野での当事務所の業務、及び ASEAN 地域でより効果的にクライアントの依頼に対して応える当事務所の戦略について表彰を受けました。

なお、Asia-Pacific でのランキングは今回が初めてだったものの、FT Innovative Lawyers Report 自体はヨーロッパでは 9 年目を迎える有力なランキングであり、広く権威がある評価の高いランキングであると認識されております。

ALB Japan Law Awards 2014にて受賞しました

トムソン・ロイターグループの、国際的法律雑誌である ALB(Asian Legal Business)による ALB Japan Law Awards 2014 において、当事務所は Japan Deal of the Year と Japan Law Firm of the Year を含む、10 カテゴリーで受賞しました。

(当事務所に関するお問い合せ) 森・濱田松本法律事務所 広報担当 mhm\_info@mhmjapan.com 03-6212-8330 www.mhmjapan.com